住まいに関する 人権問題

物件の購入・賃貸の現場で、差別意識が残っています

1 「〇〇は同和地区ですか？」その問い合わせ、差別です！

県が実態調査※をしたところ、物件が同和地区であるかの問い合わせを受けた事業者が

1割強

ありました。

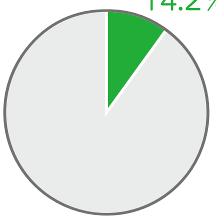

※宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査
調査期間：令和7年9月25日～10月31日

! これらはすべて差別です

- 物件のある場所が同和地区かどうかや、同和地区はどこにあるのかを問い合わせること
- 上記の問い合わせに、宅地建物取引業者が答えること
- 同和地区であることを理由に、物件の購入や入居、契約を取りやめること

滋賀県人権啓発キャラクター
ジンケンダー

2026年は「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行から10年です。

この法律には、現在もなお部落差別が存在することが書かれています。
部落差別の解消に向けて、一人ひとりが正しく理解し、
偏見や差別意識をなくすことが大切です。

お問合せ 滋賀県住宅課 TEL 077-528-4231 FAX 077-528-4911 e rc00@pref.shiga.lg.jp
お問合せ 滋賀県人権施策推進課 TEL 077-528-3533 FAX 077-528-4852 e cf00@pref.shiga.lg.jp

② 入居を断られて困っている人がいます

入居申込者（もうしこみしゃ）が外国人や高齢者（こうれいしゃ）、障害者などであるという理由だけで、家主が入居を断ることは差別にあたります。

外国人	高齢者（こうれいしゃ）	障害者	ひとり親家庭	LGBT等

誰（だれ）もが安心して暮らせる社会へ

すべての人が安心して暮らせる社会をつくるためには、宅地建物取引業者、家主、買う人や借りる人の誰（だれ）もが、人権について正しく理解することが大切です。

実態調査の詳細（しょうさい）はホームページでご覧いただけます

7月は社会を明るくする運動強調月間です！

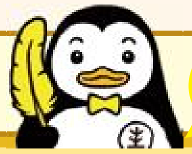

黄色の羽根は社会を明るくする運動のシンボルマークです！

更生保護イメージキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん

「更生保護（こうせいほご）」を知っていますか？

地域の理解・協力を得て、罪を犯した人などが自立し立ち直ろうとすることを助けることにより、再犯を防ぎ安全安心な地域社会を目指すことをいいます。

なぜ支援（しえん）が必要なの？

立ち直ろうとする人の生きづらさを知り、住まい・仕事・福祉（ふくし）などの支援（しえん）を行うことで、再び罪を犯すことのない生活ができると考えられます。

社会を明るくする運動のHP

立ち直りを支えているボランティアの方々を知ろう！

保護司

保護観察を受ける人の生活を見守り、相談や指導を行います。

BBS会員※

問題を抱（かか）える少年に身近な立場で寄り添（そ）い、成長を支える青年ボランティアです。

※Big Brothers and Sistersの略

更生保護女性会員（こうせいほごじょせいかいいん）

女性の立場から、犯罪予防や子どもたちの健全育成を支えるボランティアです。

協力雇用主（こようぬし）

犯罪・非行歴により就職が難しい人を雇用（こよう）し、立ち直りを支援（しえん）する事業主です。

立ち直りを支援（しえん）し、犯罪や非行のない明るい社会をみんなで目指しましょう！

お問合せ 大津保護観察所 TEL 077-524-6683 FAX 077-528-2205

お問合せ 滋賀県健康福祉政策課 TEL 077-528-3519 FAX 077-528-4850 e ea0001@pref.shiga.lg.jp